

【陪審員のセレクション】

法廷での裁判、トライアルが始まる前に、最後にもう一つ、大事な手続がある。これが、陪審員のセレクションだ。例えば、日本企業と、その企業の工場で事故にあり大怪我をした女性社員との間の裁判があったとする。日本に偏見を持つ人、大企業に批判的な立場の人、女性に同情的な人などが陪審員に選ばれれば、当然、企業側に不利な結果につながってしまう。そ

意外と知らない

米国裁判

最終回

トライアルの2

たことのないよう、事前に選ばれた陪審員の候補者の中から、原告被告それぞれの弁護士は、陪審員候補者を陪審団から外していく(記述していく)。忌避の際、例えば、反日活動家を外すのは、理由がある忌避であり、ごく一般的な忌避については、裁判官が納得する限り、回数制限はない。しかし、例えば「ある陪審員の候補者は、法廷内で原告の弁護士をにらんでいた、だからさっさと原告に対して批判的な人であるはずだ。あの人は外

したい」といった、裁判官が納得しにくい理由によっても、忌避することは出来る。しかし、こうした忌避には回数制限がある。

「オープニング・ステートメント」

陪審団を構成する陪審員が決まるといよいよ裁判が始まる。大抵、最初に、裁判官が、裁判の内容について、陪審員に一言一言説明する。その後、原告と被告がそれぞれ、裁判の争点で立

が、裁判の行方を左右する。そうであれば、一番最初に、陪審員に対して自分に有利な第一印象を植え付けたい、それが後々まで、影響するかもしれないのだ。

【証調へ手続き】

オープニング・ステートメントが終わると、次に、原告被告双方が証拠を提出し合う手続が始まる。この場では交互に証拠、あるいは証人を出し合うことになる。まず原告が証人を証言台に呼んだとする。証人は、宣誓の後、弁護士の質問に答える形で、証言をしていく。例えば、最初の証人は、工場で事故にあって大怪我をした原告本人であったりする。弁護士が原告本人であったりする。弁護士が原告に質問をする。「あなたは、事故当時、工場機械のマニピュアルどおりに操作しましたか」「はい、その通りです」「それはあなたの上司の指示によるものでもありませんか」「はい、そうです」と、質問とそれに対する答えのやりとりをするのだ。こういった、自分サイドの弁護士とのやりとりをダイレクト・エクサミネーション、主尋問という。これに続き、被告側の弁護士が同じ証人に対して質問をする機会を与えられる。これをクロス・エクサミネーション、反対尋問という。クロス・エクサミネーションにおいては、例えば、事故を起した工場を操業する会社の弁護士が、原告、つまり事故により大怪我をした従業員に対して「あなたは、事故のあった朝、遅刻をしたので、工場機械を起動するのが遅れましたね。それで慌てていましたね」「前日、夜中まで酒を飲んでいて、朝、まだ二日酔いの状態でしたね」といった質問をするのだ。被告である会社の弁護士は、会社のせいではなく、従業員が機械の操作を不注意に誤ったために事故があった、ということを立てたいのだ。

このように、原告、被告それぞれが、証言台に呼び、ダイレクト・

エクサミネーションと、クロス・エクサミネーションを繰り返す。物的証拠についても同様である。原告、被告それぞれが、証人として、証調を提示する。こうして、それぞれの弁護士が、全て証人、証拠を提出し尽くすと、一連の証調へ手続きは終わることになる。

【陪審員のセレクション】

証調へ手続きが終わると、原告、被告それぞれが証人として、最終弁論、クロージング・アーギュメントを述べる機会を与えられる。クロージング・アーギュメントにおいては、平たく言えば、それぞれが、自分が提示した証拠の方が説得力があるのだ、自分が勝つべきだ、と述べる。この証明の程度として、民事訴訟においては、証拠の優越を示すことができればよいとされている。つまり、例えば、原告である従業員の過失と工場における事故との因果関係が争点となった場合に、因果関係があることを示す証拠の方が、因果関係はなかったことを示す証拠よりも、より説得力があるとなれば、因果関係がなかった可能性があっても、因果関係あり、と認定されることになる。

【裁判官のインストラクション】

クロージング・アーギュメントが終わると、裁判官は、陪審団に様々なインストラクション、つまり指示を出す。例えば、どのような法が今回の裁判に適用されるべきなのか、陪審はその法を一連の出来事についての法にあてはめていけばよいのか、等を教えるのだ。実際には、なかなか陪審員全員にこのインストラクションをしっかりと理解してもらおうのは大変である。しかし、陪審が、法を無視して、感情だけで、評決を下すことがあってはならない。例えば、提出された証拠によって、会社に事故の責任は全くなく、大怪我をした従業員の過失、例えば、酔っ払ったまま、しかも又ハコ

を吸いながら間違えた操作をしたため事故が起きたことが明らかになったのに、単に「従業員とその家族がかわいそう。会社にとつて巨額の損害賠償は痛くもかゆくもない」といった感情に促い原告である従業員勝訴被告である会社敗訴」という評決を下すようなことがあってはならないのだ。

【評決】

裁判官のインストラクションが終わると、陪審は、評決のための別室に向う。そこで陪審員が、評決を行う。どの証拠の信憑性が高いか、どの証人が本当のことを語ったのか、等について話し合ったのだ。場合によっては、陪審員は、証言を読み直したり、証拠を再レビューしたり、法的判断に迷ったときには裁判官にアドバイスを求めたりすることが出来る。陪審は、評決を経て評決に至ると、法廷に戻ってくる。法廷に戻り、裁判官から「評決に至りましたか」と聞かれ、それに「はい」と答えて、評決内容を法廷吏に渡し、法廷吏がそれを裁判官に渡す。そうして最後に、「被告勝訴、原告敗訴」などと評決が言い渡されるのだ。



大橋弘昌氏
大橋&ホーン法律事務所
パートナー

慶応義塾大学法学部法律学科卒業。サザンメソジスト大学ロースクール卒業。テキサス州ダラスのヘインズアンドブーン法律事務所勤務を経て、2002年に6人の米国人弁護士と共に法律事務所を設立する。現在ニューヨーク事務所勤務。
電話：646-257-3680
www.ohashidh.com